

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社カ ワモトプレ ジャーグル ープ	吉野郡大淀町大 字北野二五番地 の一	げんき檀原	檀原市新賀町 四五三―七	放課後等デ イサービス	平成二十 八年九月 一日
一般社団法 人福祉環境 促進協会	生駒市大門町二 一八番地一	G e m ・ s t o n e	生駒市俵口町 一一四二番地 三	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年九月 一日
株式会社ス ピリット	桜井市大字外山 一六六一番地	かがやキッ ズ	宇陀市榛原榛 見が丘一丁目 一四番地二〇	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年九月 一日